

お墓の終活（改葬許可申請の手続きなど） について

メモ

目 次

- 様々なお墓の種類 P1
- 改葬許可件数等の推移 P3
- 改葬手続きの一般的な流れ P4
- 改葬許可の申請手続きについて P5
- 改葬許可申請書 P7
- 改葬許可申請書（記入例） P9
- 申立書 P11
- 委任状 P12
- 分骨証明書 P13
- 分骨証明書（記入例） P14
- 墓地、埋葬等に関する法律(抜粋) P15

様々なお墓の種類

① 個々に区画されたお墓

外柵（巻石）と呼ばれる土台の下にカロート（納骨室）が設置されており、縦長の和式墓石が並ぶ伝統的なお墓。近年は和式以外の様々なデザインの墓石も見られる。

（参考費用：150万～300万円）



② 慰霊碑型の合葬式墓地

共同で埋葬される形式のお墓を「合葬墓」という。焼骨は一定期間個別に保管された後に共同の納骨室に納める（合祀）形式が多い。お墓参りは地上のモニュメントに向かって行う。

（参考費用：5万～20万円）



③ 樹木葬型の合葬式墓地

②の慰霊碑の代わりに樹木を墓標にする形式。周囲に焼骨を埋蔵する形式もある。樹木はシンボルツリーを植えるタイプ、個別区画されたところに複数の木を植えるタイプ、庭園を作り上げるガーデニングタイプなどがある。

（参考費用：10万～30万円）



④ 納骨堂

屋内に個人や家族で遺骨を納める形式。代々受け継ぐ形態のものもあるが、一定期間後、合祀されるタイプが多い。納骨方式はロッカー式、棚式、仏壇式、お墓式などがある。右の写真は仏壇式で、扉を開くと個別の仏壇が設置されている。

(参考費用：50万～150万円)



⑤ 芝生型墓地

外柵と土台がないのが特徴。洋型の墓石をはめ込む形態が多い。和式墓石より石材を使用する量が少なく費用も安く抑えられるが、景観を重視するため芝生のメンテナンス費用や管理料などは従来の墓所より高い傾向にある。また通常の墓園よりも墓園の面積辺りの墓石数が少なくなる傾向がある。

(参考費用：30万～100万円)



⑥ 壁型墓地

芝生型墓地に近い形式だが壁状の石碑部分があらかじめ設置されている点が特徴となる。墓碑からカロート(納骨室)まで全て揃っているため、墓石工事費等が抑えられる。設置形式が統一されているため自由度は低いですが、大きさが揃っており場所を取らないため都心部を中心に少しずつ広まってきた。

(参考費用：50万～100万円)



(資料) 芝生型墓地 (写真 / 府中市HP)

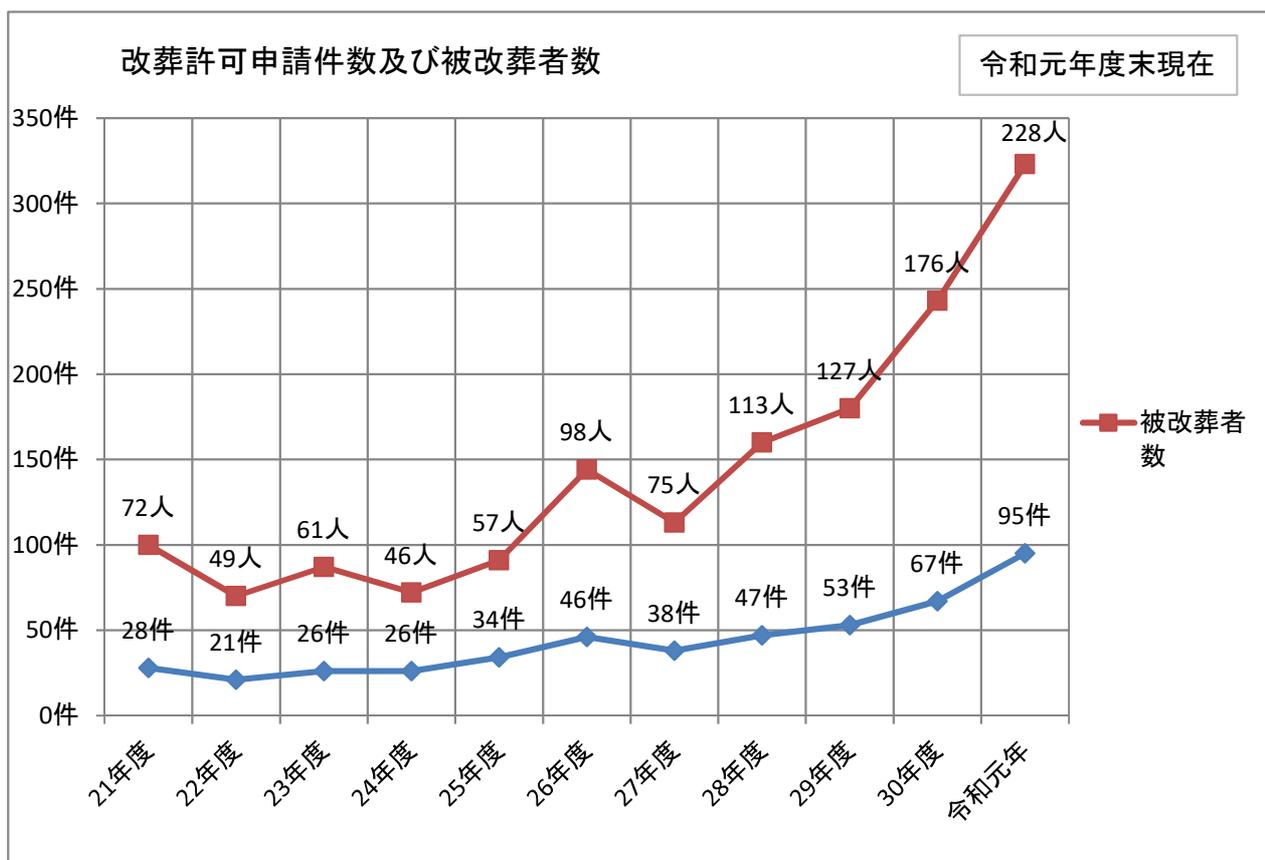
納骨堂 (写真 / 岡崎市HP)

慰霊碑型合葬墓 (写真 / 横須賀市HP)

樹木型合葬墓 (写真 / 横浜市営墓地メモリアルグリーンHP)

壁面型墓地 (写真 / 君津市HP)

年度ごとの改葬許可申請件数及び被改葬者数



年度	申請件数	被改葬者数
21年度	28件	72人
22年度	21件	49人
23年度	26件	61人
24年度	26件	46人
25年度	34件	57人
26年度	46件	98人
27年度	38件	75人
28年度	47件	113人
29年度	53件	127人
30年度	67件	176人
令和元年	95件	228人
総計	481件	1,102人

改葬手続きの一般的な流れ

改葬先の墓地を決めておく

改葬許可申請書の様式を入手する

※改葬許可申請書の様式は市町村によって異なります。

改葬元(旧墓地)の墓地管理者に埋葬証明を受ける

改葬元(旧墓地)の所在地の市町村に埋葬証明書(及び※受入証明書)を添付して改葬許可申請を行う

※市町村によっては改葬先(新墓地)の管理者による受入証明書が必要な場合があります。

改葬許可証の発行

改葬元(旧墓地)から遺骨(※)を取り

※土葬骨の場合は、火葬し焼骨にする必要があります。

改葬先(新墓地)の墓地管理者に改葬許可申請書を提出し使用許可を受ける

火葬場で火葬
火葬証明書をもらう

火葬証明書を添付

新墓地へ改葬する

改葬元(旧墓地)の返還手続きを行う
墓石の撤去、現状回復

改葬許可の申請手続きについて

1 提出書類

注意事項をご確認のうえ、下記の必要書類などをそろえて、環境創造課窓口または郵送で申請してください。

○ 窓口申請について

	必要書類	注意事項
1	改葬許可申請書	(1) 必要事項を記載してください。(記入例を参考にしてください) (2) 4人以上の遺骨を改葬するときは、申請書の裏面に継続用紙をコピーして使用してください。 (3) あらかじめ、 <u>墓地等の管理者の証明(記名・押印)</u> を受けてから申請してください。 (4) 窓口で申請するときは、認め印を持参してください。
2	本人確認書類	運転免許証など本人確認資料をご持参ください。 (本人確認資料の詳細は裏面をご確認ください。)
3	改葬許可申請にかかる申立書	改葬許可申請にかかる申立書

○ 郵送申請について

	必要書類	注意事項
1	改葬許可申請書	(1) 必要事項を記入してください。(記入例を参考にしてください) (2) 4人以上の遺骨を改葬するときは、申請書の裏面に継続用紙をコピーして使用してください。 (3) あらかじめ、 <u>墓地等の管理者の証明(記名・押印)</u> を受けてから申請してください。
2	本人確認書類	運転免許証などの写しを添付してください。 (本人確認資料の詳細は裏面をご確認ください。)
3	改葬許可申請にかかる申立書	改葬許可申請にかかわる申立書

2 その他

- (1) 申請書類の内容を確認のうえ、後日、改葬許可証を発行いたします。郵送での申請の場合は、後日郵送いたします。
- (2) 改葬許可申請書は三田市公式ホームページからダウンロードできます。

URL : <http://www.city.sanda.lg.jp>

「申請書ダウンロード」→「申請様式(50音順か行(か〜こ))」 → 「申請様式提供サービス(改葬許可申請書)」

- (3) 改葬許可証の発行には手数料はかかりません。

3 問い合わせ先

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号 三田市環境創造課(市役所本庁舎4階)
電話 : (079) 559-5064 (直通) FAX : (079) 562-3555

◆本人確認資料（例示）

(1) 官公署発行の顔写真付身分証明書（いずれか一つで構いません）

運転免許証、旅券(パスポート)、各種障害者手帳、個人番号(マイナンバー)カード、在留カード、特例永住者証明書等、住民基本台帳カード(有効期限内のもの)など

(2) 下記の書類は、2種類で確認

健康保険証、介護保険証、各種医療証、年金手帳、年金証書

社員証、学生証、預金通帳、クレジットカード、キャッシュカード、定期券、上下公共料金通知書（領収書）、診察券（手書きではなく印字されたもの）など

※ 消せるボールペンは使用しないでください。

兵庫県三田市長 様

表面記入例

改葬許可申請書

死亡者の氏名	性別	死亡者の本籍	死亡者の住所	死亡年月日	埋・火葬年月日	埋・火葬の場所	申請者との続柄
三田 太郎	男	兵庫県三田市三輪〇〇番地〇	兵庫県三田市三輪〇〇番地〇	明・大・昭平 62・2・24	明・大・昭平 62・2・26	三田市聖苑	父
	男・女	以下余白		明・大・昭平 ・	明・大・昭平 ・		
	男・女	空欄がある場合は、「以下余白」としてください。		明・大・昭平 ・	明・大・昭平 ・		
改葬先	〇〇霊園	〇〇県〇〇市□□町△△番地	改葬の理由	新墓地購入・墓地移転・永代供養・その他()			

上記のとおり改葬許可を受けたく、墓地、埋葬等に関する法律第5条及び墓地、埋葬等に関する法律施行規則第2条により申請します。

年 月 日

申請者

住 所

兵庫県三田市三輪〇〇番地〇

氏 名

三田 次郎

印

(墓地使用者等との関係 : (本人)

上記死亡者について三田市内に埋葬・蔵もしくは収蔵されていることを証明します。

年 月 日

墓地管理者
(改葬元)

墓地等の名称

〇〇寺院霊園

住 所

三田市△△町〇〇番地〇

氏 名

代表者 □□ 〇〇〇

印

現在、納骨されている墓地管理者に証明をもらってください。

第 号

改葬許可証

上記申請について、墓地、埋葬等に関する法律第8条の規定により許可します。

年 月 日

兵庫県三田市長

森 哲 男 印

※ 消せるボールペンは使用しないでください。

裏面記入例

改葬する遺骨が4体以上ある場合は、両面コピーした上で継続用紙に記入してください。

継 続 用 紙

死亡者の氏名	性別	死亡者の本籍	死亡者の住所	死亡年月日	埋・火葬年月日	埋・火葬の場所	申請者との続柄
三田 花子	男(女)	兵庫県三田市三輪〇〇番地〇	兵庫県三田市三輪〇〇番地〇	明・大・昭・平 2. 2.20	明・大・昭・平 2. 2.22	三田市聖苑	母
	男・女	以下余白		明・大・昭・平 . .	明・大・昭・平 . .		
	男・女			明・大・昭・平 . .	明・大・昭・平 . .		
	男・女			明・大・昭・平 . .	明・大・昭・平 . .		
	男・女			明・大・昭・平 . .	明・大・昭・平 . .		
	男・女			明・大・昭・平 . .	明・大・昭・平 . .		

空欄がある場合は、「以下余白」としてください。

改葬許可申請にかかる申立書

年 月 日

三 田 市 長 あて

申請者 住 所
TEL ()
氏 名 印

このたびの改葬許可申請にあたり、万が一他の親族、縁故者等から異議申し立て等があった場合には、自己の責任において解決し、三田市に対しては一切迷惑をかけませんので、許可していただくよう申立てます。

※ 消せるボールペンは使用しないでください。

年 月 日

分 骨 証 明 書

下記にかかる遺骨は、当該墓地にて埋葬後、分骨された焼骨であることを証明します。

死 亡 者	本 籍			
	住 所			
	氏 名		性 別	男・女
	死 亡 年 月 日	年 月 日		
	埋 葬 又 は 火 葬 場 所			
	埋 葬 又 は 火 葬 年 月 日	年 月 日		
分 骨 の 理 由		1 宗教上の理由若しくは他の墓地等に埋蔵又は収蔵のため 2 その他()		
分骨の予定年月日		年 月 日		
分 骨 の 場 所				
申 請 者	住 所			
	氏 名	印		
	電 話 番 号	() -	死亡者との続柄	

※消せるボールペンは使用しないでください。

墓地管理者 墓地名
住所
氏名

印

分 骨 証 明 書

下記にかかる遺骨は、当該墓地にて埋葬後、分骨された焼骨であることを証明します。

死 亡 者	本 籍	〇〇県△△市□□町〇〇－〇〇		
	住 所	〇〇県△△市□□町〇〇－〇〇		
	氏 名	☆☆ ☆☆	性 別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ 女
	死 亡 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日		
	埋 葬 又 は 火 葬 場 所	□□□□墓地	固有名称がないときは、〇〇〇村墓地で結構です。	
	埋 葬 又 は 火 葬 年 月 日	〇〇年〇〇月〇〇日		
分 骨 の 理 由		① 宗教上の理由若しくは他の墓地等に埋蔵又は収蔵のため 2 その他()		
分骨の予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日		
分 骨 の 場 所		A霊園 住所		
申 請 者	住 所	兵庫県三田市□□町〇〇－〇〇		
	氏 名	◎◎ ◎◎	印	
	電 話 番 号	(〇〇〇)〇〇〇－〇〇〇〇	死亡者との続柄	子

※消せるボールペンは使用しないでください。

墓地管理者 墓地名 □□□□墓地
住 所 〇〇県△△市□□町〇〇－〇〇
□□□□墓地管理委員会
氏 名 会長 ☆☆ ☆☆

墓地管理委員会の印か区
長印を押印してください。

印

※ 複数の方を分骨されるときは、2名以降は継続用紙に記入してください。

墓地、埋葬等に関する法律(抜粋)

第一章 総則

第一条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第二条 この法律で「埋葬」とは、死体(妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。)を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事(市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

(平二三法一〇五・一部改正)

第二章 埋葬、火葬及び改葬

第三条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定めがあるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

第四条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

(昭四五法一二・全改、平一一法一六〇・一部改正)

第六条及び第七条 削除

(昭四五法一二)

第八条 市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

(昭四五法一二・一部改正)

第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)の規定を準用する。

(____の部分は「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」とすべきものと思われる。)

墓地、埋葬等に関する法律施行規則(抜粋)

第五条 墓地等の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があつたときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を、これに交付しなければならない。

2 焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者は、墓地等の管理者に、前項に規定する書類を提出しなければならない。

3 前二項の規定は、火葬場の管理者について準用する。この場合において、第一項中「他の墓地等」とあるのは「墓地等」と、「埋蔵又は収蔵」とあるのは「火葬」と読み替えるものとする。

(昭五八厚令四五・旧第六条繰上、平一一厚令二九・一部改正)